

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西目屋村長 桑田 豊昭

市町村名 (市町村コード)	西目屋村 (02343)
地域名 (地域内農業集落名)	村市・藤川・居森平・川原平・砂子瀬地区 (生田・稲葉・村元・平沢・瀬ノ上・寒沢・萩原) (大川添、大沢、福岡、宮本、川原沢・芦沢、鬼川辺、砂子瀬、水上、宮本、山神平、漆原、尾太、釜淵、切渡、村元)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 8月26日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は村の南部に位置し、山間に囲まれた地域となっている。農地は傾斜地が多く、ほ場整備が進んでいないため、小区画、不整形な農地で農業経営が行われている。また、担い手候補者が少ないため、耕作放棄地の増加が懸念される。

川原平、砂子瀬地区については集落が存在せず、農地も存在しない。

- ・担い手農家数が少なく、認定農業者は全員60代以上であることから、後継者となりうる若年農家の掘り起こしや育成が必要。
- ・農地に向かうための農道や作業道、排水溝等の整備が不十分なうえ、ほ場も傾斜地及び小規模で不整形な農地が多いため作業効率が悪い。
- ・農地の周辺は山林に囲まれているため鳥獣被害が絶えず、農家の生産意欲の低下が見られる。
- ・村市地区では過去5年間で樹園地の廃園面積が約2haとなり、中山間事業等を活用して伐根作業等の対応を行っているが十分とはいえず、今後ますます廃園が予想されるため、農事組合法人にしめやとして樹園地の対応についても施策を検討し体制整備をしていく必要がある。

(8月26日に挙げられた意見)

- ・小規模零細田が多く、効率化のためには基盤整備が必須だが、今後中長期的に水田を請け負える地域内個人農家がない。基盤整備事業には達成すべき要件が多く、引き受け手候補である法人がその達成をできるかが不明。
- ・地域全体で、こうした細かい筆についての集積・集約について同意を取ったうえで進める必要がある。
- ・大規模化を行っても、線状降水帯や猛暑など天災によるリスクを考えると、あえて一筆を大きくしないことで分散するという方策もある。
- ・水稲の生産を今後も行うなら、乾燥・調整といった後工程の受け入れ先についてもできれば自前で用意したいところである。
- ・いずれリタイア組が家業を継ぐ際に、手掛けられるような保全維持の取り組みは田畑樹園地いずれも必要。(既存の直接支払交付金制度を活用して維持を目指す)
- ・樹園地についても離農者、縮小者が増えている為引き受け手を探しているが、体力のある担い手がない為好条件地のみを維持するよう取り組む。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田においては農事組合法人にしめやへ中間管理事業等を活用し、引き続き農地の集積・集約を図る。
- ・畑地の利用に関しては、農事組合法人にしめやへの高収益作物の作付面積拡大や、野菜を作付けしている農家の中で作付面積拡大意向のある農家に対して貸付を促す。
- ・樹園地に関しては、園地の所在や品種、樹齢などによって、貸借につなげることが難しいため、現況果樹経営農家に対し引き受け意向の確認等を行うほか、中間管理事業を通じて新たな担い手の確保につなげる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	105.73 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	85 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

村内農地の受け皿として営農している農事組合法人にしめやへの集積・集約化を目指しつつ、交付金・補助金制度を活用しながら適地適作を選別し、中長期的に安定した経営基盤体制を目指す。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手農家を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を段階的に農地バンクに貸し付けし、経営意向と営農状況を見ながら将来的に担い手への集約化を図る。担い手が病気やケガ等の事情で営農継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、別の経営体への貸付けがスムーズに行えるよう手続きと相互の相談体制を構築する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域内農業者からの要望を踏まえた上で、農地中間管理機構関連農地整備事業等の活用を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、村及びJAほか関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、水稲防除作業は西目屋村水稲防除協議会に継続して委託するとともに、転作作物は農事組合法人にしめやへの集約を進めながら遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・後継者が不足すると見込まれる作業については農福連携も検討し、担い手不足や高齢化が進む地域に新たな働き手の確保を図る。

・鳥獣被害対策については農地が隣接した農家同士で連携し、村や関係機関と連携を取りながら被害防止に努める。

・りんごをはじめとする果樹栽培については、好条件地を残せるよう生産方式の合理化を図るとともに、改植事業等を積極的に活用し、高品質、単収向上を併せて図る。